

## 9月1日から消防本部、消防署、各分署への連絡先が変更になります

10月1日(土)から本市と熊谷市は、「高機能消防通信指令システム」を共同で運用し、救急や火災などの災害情報を「共同指令センター」で受信します。また、今回の指令業務の共同運用を契機に、9月1日(木)から消防本部、消防署、各分署への連絡先が次のとおり変更になります。なお、119番のかけ方は、今までと同様です。

名称	電話番号
消防本部総務課	☎ 550 - 2119
消防本部予防課	☎ 550 - 2121
消防署	☎ 550 - 2123
西分署	☎ 564 - 2119
南分署	☎ 558 - 2119
北分署	☎ 550 - 3119

▼問い合わせ 消防本部予防課 ☎556-2565

## もう一度確認

### 119番のかけ方

もしも火事や急病の方を発見した場合、慌てずに119番通報できますか。

消防本部では次のことを尋ねます。落ち着いて119番通報ができるように、

覚えておきましょう。

### ▼消防本部が尋ねること

- ・ 火事なのか、救急なのか
- ・ (火事の場合)何が燃えているのか
- ・ (救急の場合)どのような容体なのか
- ・ 通報者の住所
- ・ 通報者の名前
- ・ 今お使いの電話番号
- ・ 現場付近の大きな目録物

▼問い合わせ 消防本部予防課 ☎556-2565

## 交通遺児等援護金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に、援護金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、18歳以下の方で、保護者(一方または双方)が交通事故により死亡または重い障害を負った方をいいます。

▼対象 平成22年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下の方

▼給付額 遺児1人につき10万円(1事故につき1回のみ)

▼給付時期 ①10月 ②平成24年4月

▼申し込み 防災安全課または学校で配布している申請書類に必要事項を記入

のうえ、給付時期が①の場合は8月31日(木)、②の場合は平成24年2月29日(木)までに、郵送または持参でみずほ信託銀行浦和支店(〒330-0063

さいたま市浦和区高砂2-6-18)

▼問い合わせ 埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 ☎048-8330-2958

## ご存じですか 検察審査会

「交通事故、詐欺、脅迫などの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない」このような不満をお持ちの方は検察審査会にご相談ください。相談や申し立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会では、選挙権を有する国民の中から、「くじ」で選ばれた11人の審査員により、検察官が事件を起訴しなかったことの是非を審査します。

▼問い合わせ 熊谷検察審査会事務局 (熊谷市宮町1-68 さいたま地方裁判所熊谷支部内) ☎500-3111

## 恐れない・資金を提供しない・利用しない 「埼玉県暴力団排除条例」が施行されます

県民の生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、8月1日から「埼玉県暴力団排除条例」が施行されました。

### 主な内容

・ 県の公共工事などから暴力団を排除します。

・ 学校などから200メートルの区域内で新たに暴力団事務所を開設することを禁止します。

・ 事業者の方々が、暴力団の活動を助けるため、金銭を渡すことなどを禁止します。

・ 暴力団事務所として利用されることを知って、不動産取引や建設工事を行うことを禁止します。

▼問い合わせ 行田警察署 ☎553-0110

## 高齢者・障害者の 人権あんしん相談

▼日時 9月5日(月)～11日(日)午前8時30分～午後7時(10日・11日は午前10時～午後5時)

▼内容 法務局職員および人権擁護委員による電話相談 ☎0570-0003-1110

▼問い合わせ さいたま地方方法務局人権擁護課 ☎048-859-3507



## 8月は経済産業省主催の 電気使用安全月間です

電気は正しく安全に使いましょ!

関東電気保安協会  
http://www.kdh.or.jp/